

第1条 （サービスについて）

USEN GATE 02 光ビジネスアクセス（以下「本サービス」といいます。）はアルテリア・ネットワークス株式会社（以下「特定協定事業者」といいます。）のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービスです。

第2条 （約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 （約款の読替え）

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の約款（以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。）を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

第4条 （適用関係）

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」および「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

第5条 （利用契約申込みの方法）

本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）の申込みをする者（以下「利用申込者」といいます。）は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出するものとします。

第6条 （料金の支払い義務）

本サービスの料金は、本サービスの提供開始日の翌日から本サービスの提供終了日まで発生するものとし、当社の指定する期日までに当社が請求した金額（消費税等相当額を含みます。）を支払うものとします。なお、本サービスの提供開始日は、当社から利用申込者へ通知します。

2 契約者は、付加サービスの提供開始日の属する暦月の翌月の1日から起算して利用契約の解除または、付加サービスの廃止があった日の属する暦月の末日までの期間について料金表に規定する付加サービス利用料の支払いを要します。

3 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

4 当社は、特定協定事業者との契約条件の変更または社会情勢の変化等により、本サービスの料金を改定することがあります。この場合、当社は、当社所定の方法により、契約者に対して変更後の料金と変更日を通知します。

第7条 （利用契約申込みの承諾）

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、

当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾することにより、「御申込書」に記載の申込日に遡って、当社と利用申込者との間で成立するものとします。（当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。）

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たさないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 利用申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき
- (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

第8条 （申込みの取消し）

利用申込者は、申込みから提供開始までの期間に限り、当社が別途定める料金表記載の一時金を支払うことにより、利用契約の申込みを取消すことができます。

第9条 （最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は提供開始日から起算して 1 年間とします。

2 前項に定める最低利用期間内に、第 10 条（契約者が行う利用契約の解約）に基づき利用契約が解約された場合または第 11 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項または第 15 条（反社会的勢力の排除に対する表明保証）第 2 項に基づき当社が利用契約の解除を行った場合には、契約者は当社に対して、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する利用料金に相当する額を違約金として支払うものとします。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

第10条 （契約者が行う利用契約の解約）

契約者は、自ら利用契約の解約を行う場合、解約日を指定し、その 1 ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知するものとします。（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）なお、指定の解約日に当社にて解約処理ができない場合、当社にて解約日を指定し利用契約を解約するものとします。

第11条 （当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約者が利用契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、利用契約を解除することができます。

2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知・催告なくして直ちに利用契約を解除することができます。

- (1) 銀行取引停止処分を受けたとき
- (2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき
- (4) 解散の決議をしたとき

- (5) 違法行為をしたとき
 - (6) 本契約に違反したとき
 - (7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき
 - (8) 当社ならびに特定協定事業者の業務を阻害する、または信用を毀損する等、当社ならびに特定協定事業者の不利益となる行為をするおそれのあるとき
- 3 前 2 項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
- 4 当社は、当社と契約者が合意の上決定した、利用機器の設置予定日の属する月の翌月末を過ぎても、契約者都合によって本サービスの提供が開始できない場合は利用契約を解除することができます。

第12条 （個人情報の取扱い）

当社は、保有する契約者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」（以下総称して「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。

2 当社規程に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

第12条 （不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、利用契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責を負わないものとします。

2 前項の場合に、当該利用契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

第13条 （損害賠償額）

契約者が、契約者の責に帰すべき事由により当社および特定協定事業者に損害を与えたときは、契約者は「特定協定事業者約款」の規定に従う他、当社および特定協定事業者に生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。

2 当社または特定協定事業者が、当社または特定協定事業者の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、「特定協定事業者約款」の規定に従うものとします。

第14条 （業務の委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第15条 （反社会的勢力の排除に対する表明保証）

利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること

- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3 契約者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第16条 （権利義務の譲渡禁止）

契約者および当社は、本利用契約上の地位並びに本利用契約に基づく一切の権利および義務を、第三者に譲渡、承継、貸与、担保提供その他一切の処分をすることはできないものとします。

第17条 （準拠法）

本約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第18条 （合意管轄）

契約者と当社の間で本約款および利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別記

1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

「UCOM 光 オフィスサービス サービス契約約款」

<https://www.arteria-net.com/business/download/>

2. 料金表（すべて税抜き表示）

第1表 基本利用料

第1-1表 料金額

料金種別	単位	料金額
コース 2	1 契約回線ごとに月額	22,000 円
コース 3	1 契約回線ごとに月額	32,000 円
コース 4	1 契約回線ごとに月額	52,000 円
コース 5	1 契約回線ごとに月額	180,000 円
コース 7	1 契約回線ごとに月額	42,000 円
コース 8	1 契約回線ごとに月額	52,000 円
コース 9	1 契約回線ごとに月額	72,000 円
コース 10	1 契約回線ごとに月額	200,000 円

第 1-2 特定エリアにおける加算料

料金種別	単位	料金額
------	----	-----

特定エリア加算料	1 契約回線ごとに月額	6,000 円
備考 特定エリアは、提供区域のなかで、当社が定めるエリアをいいます。 特定エリアにおいては、第 1-1 の基本利用料に上記金額が加算されます。		

第2表 付加サービス利用料

区分			単位	料金額
ユーザアカウント追加サービス			5 ユーザアカウントまでごとに月額	500 円
電子メールサービス			1 メールアドレスごとに月額	200 円
IPv4 アドレス利用サービス	IPv4 アドレス数が 256 以下のブロック		1 利用契約につき月額	無料
	IPv4 アドレス数が 256 を超えて 512 までのブロック		1 利用契約につき月額	50,000 円
	IPv4 アドレス数 512 を超えて 1024 までのブロック		1 利用契約につき月額	80,000 円
	IPv4 アドレス数 1024 を超えて 2048 までのブロック		1 利用契約につき月額	120,000 円
DNS ホスティングサービス	プラン 1) プライマリおよびセカンダリに係るドメイン名管理装置の管理および運用等を行うもの	タイプ 1 当社が契約者向け設定ツールを提供し、契約者自身で設定情報の管理運用等を行うもの	1 利用契約につき 1 ドメイン名（サブドメイン名を含みます。以下本付加サービスにおいて同じとします。）ごとに月額 ※ドメイン名正引きゾーンの設定が無く、逆引きの設定のみのときも同じとします。	500 円
		タイプ 2 当社が設定情報の管理運用等を請け負うもの	1 利用契約につき 1 ドメイン名ごとに月額	500 円
	プラン 2) セカンダリに係るドメイン名管理装置の管理および運用等を行うもの		1 利用契約につき 1 ドメイン名ごとに月額	500 円
	プラン 3) 逆引きの委譲設定のみ行うもの		第 3-2（DNS ホスティングサービスに関する一時金）に規定	
	ドメイン取得代行サービス維持管理に係るもの			1 独自ドメイン名ごとに月額
トラフィックモニタ提供サービス			1 契約回線ごとに月額	2,000 円

第3表 一時金

第3-1 本サービスに関する一時金

料金種別	単位	料金額
提供開始に係るもの		
コース 2～4	1 契約回線ごと	50,000 円
コース 5	1 契約回線ごと	100,000 円
コース 7～9	1 契約回線ごと	70,000 円
コース 10	1 契約回線ごと	120,000 円
契約回線の設置に係るもの	1 契約回線ごと	実費
契約事務に係るもの	1 契約回線ごと	3,000 円
その他の契約内容の変更に係るもの	1 契約回線ごと	1,000 円
サービスのコース変更に係るもの	1 契約回線ごと	3,000 円
契約者の氏名等の変更に係るもの	1 契約回線ごと	0 円
移転事務に係るもの	1 契約回線ごと	3,000 円
契約回線の移転に係るもの	1 契約回線ごと	実費
回線終端装置の移転に係るもの	1 回線終端装置ごと	実費
回線終端装置の亡失および毀損に係るもの	1 回線終端装置ごと	30,000 円
利用契約の申込みの取消しに係るもの	1 契約回線ごと	35,000 円 (課税対象外)
サービスの乗換の取消しに係るもの	1 契約回線ごと	35,000 円 (課税対象外)
備考 この表に規定する料金のほか、工事に要した実費を支払っていただくことがあります。		

第 3-2 DNS ホスティングサービスに関する一時金

料金種別	単位	料金額
提供開始に係るもの	1ドメイン名ごと	5,000 円
設定変更に係るもの	1ドメイン名ごと	5,000 円

第 3-3 ドメイン取得代行サービスに関する一時金

料金種別	単位	料金額
提供開始に係るもの	1独自ドメイン名ごと	10,000 円
設定変更に係るもの	1独自ドメイン名ごと	10,000 円

第 3-4 トラフィックモニタ提供サービスに関する一時金

料金種別	単位	料金額
提供開始に係るもの	1契約回線ごと	15,000 円

第 3-5 本サービスのコース変更にに関する一時金

料金種別	単位	料金額
光ビジネスアクセス相互間のコース変更		
(ア)(イ)以外のもの		
① 変更事務に係るもの	1契約回線ごと	3,000 円
② 工事に係るもの	1契約回線ごと	無料
(イ) コース 5、10 への変更		
① 変更事務に係るもの	1契約回線ごと	3,000 円
② 工事に係るもの	1契約回線ごと	50,000 円

第 3-6 IP アドレス数変更の申請に関する一時金

料金種別	単位	料金額
IPアドレス数変更申請に係るもの	1契約回線ごと	50,000 円
※利用契約の申込み時において、上記の IP アドレス数変更の申請に係るものは、料金表第 3-1 に規定する提供開始に係るものに含まれるものとします。		

第 3-7 IP 電話サービスに関する一時金

料金種別	単位	料金額
契約事務に係るもの	1 電話番号ごと	3,000 円
電話番号追加に係るもの	1 電話番号ごと	3,000 円
初期導入接続工事パック	1 契約ごと	30,000 円
再利用に係るもの	1 ゲートターミナルごと	3,000 円
ゲートターミナルの亡失および毀損に係るもの	1 ゲートターミナルごと	15,000 円
備考 1. 契約事務に係る一時金は、本サービスの提供開始の契約事務について適用します。 2. 初期導入接続パックは、主装置がある場合に適用します。 3. 電話番号追加に係る一時金は、電話番号の数が 2 以上の部分について適用します。 4. 再利用に係る一時金は、過去に IP 電話サービスを利用したことがある契約者が再び IP 電話サービスを利用する場合であって、ゲートターミナルを所有しているときに限り適用します。 5. この表に規定する料金のほか、工事に要した実費を支払っていただくことがあります。		

(以下余白)

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
アルテリア・ネットワークス株式会社	株式会社USEN ICT Solutions
UCOM 光 サポートプラスサービス規約	USEN GATE 02 サポートプラスサービス約款

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者 サービス		当社の提供するサービス		
コース 2	『UCOM 光 光ビジネス アクセス IP1』	コース 2	『USEN GATE 02 光ビ ジネスアクセス IP1』	グローバル IP アドレスを1 個利用することができるサ ービス
コース 3	『UCOM 光 光ビジネス アクセス IP8』	コース 3	『USEN GATE 02 光ビ ジネスアクセス IP8』	グローバル IP アドレスを5 個利用することができるサ ービス
コース 4	『UCOM 光 光ビジネス アクセス IP16』	コース 4	『USEN GATE 02 光ビ ジネスアクセス IP16』	グローバル IP アドレスを 13 個利用することができる サービス
コース 5	『UCOM 光 光ビジネス アクセス IP32』	コース 5	『USEN GATE 02 光ビ ジネスアクセス IP32』	グローバル IP アドレスを 29 個以上利用することがで きるサービス
コース 6	『BROAD-GATE 02 Light』	コース 6	『USEN GATE 02 Light』	2011 年 11 月現在サービス の提供は行っておりませ ん。別記に定める協定事業 者のオフィス約款の内容を ご確認ください。
コース 7	『UCOM 光 光ビジネス アクセス IP1 (中 継)』	コース 7	『USEN GATE 02 光ビ ジネスアクセス IP1 (中継)』	グローバル IP アドレスを1 個利用することができるサ ービスであって、当社のサ ービス提供区域および契約 申込者の申し出により、中 継回線を利用して提供する もの
コース 8	『UCOM 光 光ビジネス アクセス IP8 (中 継)』	コース 8	『USEN GATE 02 光ビ ジネスアクセス IP8 (中継)』	グローバル IP アドレスを5 個利用することができるサ ービスであって、当社のサ ービス提供区域および契約 申込者の申し出により、中 継回線を利用して提供する もの
コース 9	『UCOM 光 光ビジネス アクセス IP16 (中 継)』	コース 9	『USEN GATE 02 光ビ ジネスアクセス IP16 (中継)』	グローバル IP アドレスを 13 個利用することができる サービスであって、当社の サービス提供区域および契 約申込者の申し出により、 中継回線を利用して提供す るもの

コース 10	『UCOM 光 光ビジネス アクセス IP32 (中 継)』	コース 10	『USEN GATE 02 光ビ ジネスアクセス IP32 (中継)』	グローバル IP アドレスを 29 個以上利用することがで きるサービスであって、当 社のサービス提供区域およ び契約申込者の申し出によ り、中継回線を利用して提 供するもの
--------	--------------------------------------	--------	---	---

(以下余白)

附 則

（適用約款名の変更）

平成 27 年 2 月 1 日より、下記のサービスについては表 1 の約款が適用されます。

表 1

商品名	約款名
USEN GATE 02 光ビジネスアクセス ギガプラン	USEN GATE 02 光ビジネスアクセス ギガプランサービス契約約款
USEN GATE 02 光ビジネスアクセス NEXT	USEN GATE 02 光ビジネスアクセス NEXT サービス契約約款

以上